

届出が必要となる建築物・工作物の規模及び行為の一覧

エリア名		届出の対象 行為の制限	届出の対象		行為の制限							
			届出の対象となる建築物及び工作物	届出の対象となる行為 (下記の あるいは に 該当するもの)	高さ	形態意匠			色 彩	その他		
						屋根形式	外壁	ベランダ等 建具・		垣・さく	門・塀	建築設備
歴史景観エリア	A 新発田城周辺区域 寺町・清水谷周辺区域	<建築物> 延べ面積が 10 m ² を超えるもの <工作物> 築造面積が 10 m ² を超えるもの又は高さ 10m 以上のもの ただし、門・塀・垣・さく及び自動販売機は下記のとおり	新築(新設)・増築・改築又は移転 修繕等の場合 <建築物> 屋根や外壁を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、変更する面積が変更を加える屋根や外壁のそれぞれの総面積の 1 / 2 を超えるもの <工作物> 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、変更する面積が、総面積の 1 / 2 を超えるもの	12m (10m) 以下とする								
	B 公共施設区域	[門・塀・垣・さく] 歴史景観重要道路沿いの敷地で、通りから見通せる箇所に設置する高さ 1.5m 以上、かつ、長さ 10m 以上のもの		24m 以下とする								
	C 歴史周辺区域 五十公野・米倉・山内 上赤谷・菅谷地区	[自動販売機] 歴史景観重要道路沿いの敷地で、通りから見通せる箇所に設置するもの										
	市街地景観エリア	<建築物・工作物> 延べ面積(築造面積)が 200 m ² 以上、又は、高さ 12.5m 以上のもの										
	駅前大通り景観エリア	<建築物・工作物>										
	沿道景観エリア	延べ面積(築造面積)が 500 m ² 以上、又は、高さ 15m 以上のもの										
	自然景観エリア											

- ：歴史景観重要道路沿いの敷地(道路中心線から両側 20m の範囲)の場合
 - ：当該エリア全域に制限あり
 - ：当該エリアの歴史景観重要道路沿いの敷地(道路中心線から両側 20m の範囲)に制限あり
 - ：当該エリア全域に制限があり、歴史景観重要道路沿いの敷地(道路中心線から両側 20m の範囲)に制限がある
- なお、制限の内容については、新発田市景観計画概要版をご覧ください。